

令和 7 年度 知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務 A 仕様書

1 事業の目的

知立駅周辺土地区画整理事業内の公共空間を利用し、知立市や知立駅周辺の魅力の向上や新たな来訪者を増やすとともに、地域の回遊性を高め周辺店舗等への波及効果が期待できるイベント等の開催を行う。

2 委託内容

(1) (イベント等)

幅広い年齢層を対象とした事業内容とする。

(2) (物販等)

飲食物においては、保健所の許可を得ている品目とし、販売者は許可証を必ず携帯すること。

(3) (広報活動)

各回イベント内容等の詳細を案内するポスター・チラシ等作成し、広く周知することで誘客を行うこと。

(4) (実施場所)

知立駅周辺土地区画整理事業内知立駅前暫定広場とする。

なお、委託場所は現在土地区画整理事業施行中のため、事業の進捗により利用期間の変更や、使えなくなる期間が生じる場合があります。

(5) (その他)

上記以外においても、当事業において適した行事を催す場合は、受託者、発注者双方協議のうえ決定する。また、イベント等開催において近隣店舗、住民、工事関係者に対し配慮が必要とする場合は、事前に近隣店舗、住民、工事関係者に対し承諾のうえ開催とする。

3 委託期間

契約日より令和 8 年 3 月 31 日まで

委託期間内に、別表スケジュールに沿って2回のイベント等を開催する。令和7年度 知立駅周辺賑わいづくり事業委託業務B・Cの受託者と広場使用及びイベント開催希望日が重なった場合は双方協議のうえ決定する。協議で決定しない場合は発注者が調整をする。

4 開催時間

原則9時から21時のうち5時間程度とする。

開催季節により集客が見込める時間帯に設定を変更することを可とする。

ただし、演奏や歌唱等の大きな音が発生する催しは18時までとする。

5 開催判断

- (1) 雨天等でイベント等開催できないと判断したときは、中止とする。
- (2) 中止の決定はイベント当日開始時間2時間前を目安とする。
- (3) その他の事由での開催判断をする場合は、受託者、発注者双方協議の上決定する。

6 業務実施体制

(1) 実施責任者の配置

本事業の進捗を適切に管理できる実施責任者を1名配置すること。

また、イベント等の問い合わせ先をポスター、チラシ等に記載すること。

(2) 実施計画

イベント等の実施計画書の作成及び業務全体のスケジュール管理を行うこと。

各イベントの実施について開催の1カ月前までに内容を、改めて発注者に報告し、承認を得なければならない。

(3) イベント等の管理体制

会場設営の実施計画に基づく資材・機材の調達、会場の設営、案内サイン・パネルの設置、スタッフ・出店者の手配、ステージの進行管理、ごみ処理（イベ

ント終了時の清掃含む)、出店者や一般参加の駐車場・駐輪場への誘導や、一般参加者の会場内誘導、関係機関との調整など、イベント全体の円滑な運営管理を行うこと。

(4) イベント開催時における安全管理体制

イベントの特性に応じ、来場者の誘導及び安全確保の体制をとり、来場者等の損害に対応するためイベント保険に加入すること。

(5) 費用

発注者は予算の範囲において、次の経費のうち発注者が必要と認める金額を負担するものとする。

- ① 知立駅周辺の賑わいづくり等に要する経費
- ② その他、発注者が特に必要と認める経費

発注者は受託者の請求により支払いすることができる。

受託者はイベント終了後30日以内に実績報告を提出するものとする。

7 その他の事項

(1) 業務の適正な実施に関する事項

① 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認めるときは、その一部を委託することができる。

② 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、知立市個人情報保護条例（平成13年9月26日条例第29号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報に努めること。

③ 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

④ 著作権の取扱い

受託者が業務を行うに当たって生じる著作権及び使用する著作物の取扱いについては、別記による。

⑤ その他

本仕様書に明示なき事項、又は業務上疑義が発生した場合は、受託者、発注者双方協議により業務を進めるものとする。

また、受託者がこの契約に違反したとき、又は委託の継続を不相当と認めたときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害を生ずることがあっても、発注者はその損害を賠償しないものとする。

(2) 妨害又は不当介入に対する通報義務

- ① 契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係又は社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。

(3) 経費への充当

協賛企業・団体から集めた協賛金や、出店料等の収入を事業経費に充てることができる。ただし、事業完了後の収支について、赤字分の委託料の増額は認めない。黒字分については、委託先の取り分とする。